2－クロロエチルトリメチルアンモニウム＝クロリド（別名クロルメコートクロリド又はクロルメコート）	3,200μg／l
エチル＝（*RS*）－4－シクロプロピル（ヒドロキシ）メチレン－3，5－ジオキソシクロヘキサンカルボキシラート（別名トリネキサパックエチル）	5,700μg／l
O－2－ジエチルアミノ－6－メチルピリミジン－4－イル＝*O*，*O*－ジメチル＝ホスホロチオアート（別名ピリミホスメチル）	0.031μg／l
S－1，2－ビス（エトキシカルボニル）エチル＝*O*，*O*－ジメチル＝ホスホロジチオアート（別名マラチオン又はマラソン）	0.30μg／l

（新規）
（新規）
（新規）
（新規）

○環境省告示第十五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年三月二十二日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（略）	（略）

農薬の成分	基準値
（略）	
（5*RS*）－2－{（1*EZ*）－1－[（2*E*）－3－クロロアリルオキシイミノ]プロピル}－5－[（2*RS*）－2－（エチルチオ）プロピル]－3－ヒドロキシシクロヘキサ－2－エン－1－オン（別名クレトジム）	0.02mg／l
2－（4－クロロ－6－エチルアミノ－1，3，5－トリアジン－2－イルアミノ）－2－メチルプロピオノニトリル（別名シアナジン）	0.0014mg／l
N，*N*’－{ピペラジン－1，4－ジイルビス[（トリクロロメチル）メチレン]}ジホルムアミド（別名トリホリン）	0.061mg／l
（±）－5－アミノ－1－（2，6－ジクロロ－α，α，α－トリフルオロ－*p*－トルイル）－4－トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール－3－カルボニトリル（別名フィプロニル）	0.00050mg／l
アルミニウム＝トリス（エチル＝ホスホナート）（別名ホセチルアルミニウム又はホセチル）	2.3mg／l

農薬の成分	基準値
（略）	
（5*RS*）－2－{（1*EZ*）－1－[（2*E*）－3－クロロアリルオキシイミノ]プロピル}－5－[（2*RS*）－2－（エチルチオ）プロピル]－3－ヒドロキシシクロヘキサ－2－エン－1－オン（別名クレトジム）	0.02mg／l
（新規）	
（新規）	
（新規）	
（新規）	